寒波･雪害対策

平　成　１７年　１２月　２８日
寒波･雪害対策に関する関係省庁連絡会議

平成１７年１２月上旬以降、日本各地で低温となり、日本海側の各地は暴風を伴った大雪に見舞われ、１２月としては記録的な積雪となっている。こうした中で、大規模停電や列車事故が発生するなど、国民生活に大きな影響が及んでいる。こうした状況に鑑み、国民生活の安全･安心を確保するため、政府は、以下の施策を早急に検討し、必要に応じ、迅速･適切に対応する。

(1) ライフライン確保

○道路交通の確保

国土交通省において、主要幹線道路における交通確保や集落の孤立化回避のための除雪体制や雪崩等の防災体制について再点検を実施する。また、道府県管理道路（国道・道府県道）除雪費について、緊急配分を行うとともに、降雪状況等を踏まえて市町村道除雪費に対する補助についても検討を行う。

○輸送の安全の確保

陸・海・空にわたる全国の交通機関による年末年始の輸送等の安全総点検の再徹底を実施する。また、ＪＲ羽越線列車脱線事故に関しては、原因究明と再発防止策の検討を行うとともに、風速計の点検の指示や、地域の特殊性にも配慮した対策の検討を行う。

○緊急の輸送対策

陸路による輸送が困難な場合における船舶による緊急物資等の輸送、鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等交通事業者との連携を強化して、緊急時の輸送対策に万全を期する。

○停電発生時の復旧対策等の電力会社への要請

停電発生時の復旧対策、停電予防対応を電力会社に要請するなど万全を期する。

○新潟地域における大規模停電の原因究明

先の新潟地域における大規模停電の原因究明を引き続き早急に行う。

⑵ 生活支援

○医療・福祉サービス等の確保

寒波・雪害で影響を受ける高齢者、患者等に対して、救急医療、医療機関・福祉サービスへのアクセス等を確保し、適切なサービスが提供できるよう、地方公共団体等との連携を強化し、情報収集に努めるものとする。

○生鮮食料品等の供給円滑化・価格安定対策

生鮮食料品等の供給円滑化・価格安定対策として以下の措置を講ずる。

・出荷・輸送の円滑化
・産地を通ずる連携出荷（情報共有により偏在化の防止）
・要すれば備蓄食糧の供給（米等）

○石油製品の安定確保

石油製品の安定確保を実施する。

○物価動向等の実態把握・監視

寒波・雪害に伴う物価動向や便乗値上げの動きについて物価担当官会議等を通じ、関係省庁が連携して実態把握・監視を行う。

○雪下ろしに伴う雪捨て場の確保等

地域住民等による雪下ろしの円滑化を図るため、河川敷等における雪捨て場の確保や必要な啓発を行う。

⑶ 農林漁業者支援

○ハウス栽培、森林等の農林水産関係被害の緊急調査と応急対応

以下に関する農林水産関係被害を緊急に調査し、その状況に応じて応急対応を行う。

・農作物、ビニールハウス等の営農施設
・農地、農業用施設
・家畜、畜産施設
・森林、林業生産施設
・漁港、漁船
・養殖魚類

○燃油、飼料等農林水産業生産資材の確保

燃油、飼料等農林水産業生産資材の確保を実施する。

○農林漁業者の資金対策

農林漁業金融公庫における相談窓口の設営、金融機関（農協を含む）への協力要請など、農林漁業者の資金対策を実施する。

○農林漁業活動に当たっての安全性確保

作業の安全性の事前確認、特に高齢者の作業のグループ化など、農林漁

業活動に当たっての安全性確保を徹底する。

⑷ 中小企業者･自営業者支援

○中小企業者・自営業者に対する経営相談窓口でのきめ細かい対応

商工会議所及び商工会の経営安定特別相談窓口において寒波・雪害により被害を受けた中小企業者・自営業者の経営相談にきめ細かく対応する。

○中小企業者・自営業者の資金需要に対する対応

政府系中小企業金融機関において寒波・雪害により被害を受けた中小企業者・自営業者の資金需要に応じ、一般貸付等を通じきめ細かく対応する。

⑸ 地方公共団体の講ずる措置への支援

○道路等の除排雪作業経費に対する特別交付税措置、道府県への補助金の緊急配分及び市町村道除雪費補助の検討

地方公共団体が行う道路等の除排雪作業に要する経費に対し特別交付税措置を講じる。国土交通省において、主要幹線道路における交通確保や集落の孤立化回避のための除雪体制や雪崩等の防災体制について再点検を実施する。また、道府県管理道路（国道・道府県道）除雪費について、緊急配分を行うとともに、降雪状況等を踏まえて市町村道除雪費に対する補助についても検討を行う。

○学校施設の雪害による被害の復旧に要する費用の補助

文部科学省において、雪害により被害を受けた公立学校施設について、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づき、一定の要件の下、復旧に要する費用の一部の補助を行う。

⑹ 事故防止

○事故防止に係る注意喚起のための広報啓発

積雪・路面凍結等による交通事故、除雪作業等の野外活動時の転倒・転落事故、山岳遭難、雪崩被害等を防止するため、注意すべき事項や危険箇所に関する情報提供等の広報啓発活動を推進する。

○積雪・路面凍結等による交通事故の防止

警察において、積雪・路面凍結等による交通事故を防止するため、降積雪状況や道路交通状況等に関する情報の提供、適宜適切な交通規制、応援部隊の派遣等総合的な交通対策を実施する。

○貨物船からの木材流出事故、海難事故への対応

貨物船からの木材流出事故、漁船の海難事故等を防止するため、関係省庁による安全対策を強化する。

⑺ 災害発生時の備え

○防災気象情報の的確な提供

防災気象情報の的確な提供を行う。

○雪崩対策（周知、点検等）

内閣府（防災担当）及び関係省庁において、雪崩に対する危険箇所の巡視、点検、警戒・避難態勢の再確認を周知徹底する。

○災害即応態勢の確立

家屋倒壊、雪崩、山岳遭難等の寒波・雪害に起因する各種災害の発生に備え、緊急時の報告連絡体制の整備、救出救助部隊の確保、装備資機材の点検等即応態勢を確立する。

○地方公共団体との連絡体制の強化

地方公共団体との連絡体制を強化する。

○雪害状況現地調査の実施

内閣府（防災担当）及び関係省庁により、豪雪被害の発生した地域における被害状況の調査を実施する。

○通信・放送の確保等の要請

寒波・雪害地域における通信・放送の確保や、災害の発生を予防し又はその被害を軽減するために役立つ放送の充実等の観点から、通信・放送事業者による必要な対応を要請する。

○自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣について、要請があれば迅速に部隊等を派遣しうるよう、関係機関との連携を強化し、情報収集に努める。

○雪害関係省庁連絡会議の開催

内閣府（防災担当）を事務局とする雪害関係省庁連絡会議を開催し、被害状況や各省庁の対応状況についての情報の共有や対応の連携を図る。

○関係機関への雪害対策体制強化等についての通知発出等

雪害に対する対策の一層の強化、徹底を図るため、内閣府特命担当大臣（防災）から、関係行政機関等に対し、防災態勢強化等についての通知を発出する。また、総務省消防庁において、雪害対策の強化のため関係道府県に対し発出した通知に基づく対策の推進を図る。さらに、文部科学省において、学校施設における雪害を防止するため、関係教育委員会及び知事部局に対し発出した通知に基づき注意喚起を図る。

⑻ 被災者対策

○災害救助法の適用の検討

寒波・雪害に起因する住宅等の被害が一定程度に達した場合や、多数の者が生命・身体に危害を受けるような場合に、地方公共団体が行う災害救助法の適用および除雪等の救助の実施について、地方公共団体との連携を強化し、情報収集に努めるものとする。災害救助法の適用が決定された場合には、各金融機関に対し、速やかに、災害関係の融資に関する措置を含む、金融上の措置を要請する。

○被災者生活再建支援法の適用の検討

寒波・雪害に起因する住宅の被害が一定程度に達した場合に被災者生活再建支援法の適用を検討し、被災者の生活再建を支援する。

○国有財産の使用

未利用国有地（仮設住宅敷地を想定）及び宿舎について、国有財産法第２２条第１項第３号の規定により、地方公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供する場合には、無償で使用させるなど、適切に対処する。

○必要に応じた納税申告期限等の延長等

必要に応じ納税申告期限等の延長等の措置を講ずる。

⑼ その他

○必要に応じた財政上の措置の検討

以上の対策を行うに当たり、必要に応じ、財政上の措置を検討する。

○フォローアップと今後明らかとなる被害等への対応

対策については所要のフォローアップを行うこととする。今後雪解け後に明らかとなるガードレール等公共施設の被災等についても適切に対処する。